

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手操第三種漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
貝けた網漁業（愛知県漁業調整規則第15条第2項の規定に基づく短期許可の漁業（水流噴射式けた網を使用する漁業に限る。））	許可証に記載した第1種共同漁業権区域	許可証に記載した漁業時期	260キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は5トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数ただし、第2号の貝けた網漁業の許可を受け、かつ、常滑市苅屋町と同大谷町の境界海岸基標No.14から263度29分の線以北の第1種共同漁業権の行使資格を有する者にあっては、船舶総トン数は15トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数

\* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。